

学校長 殿

学校いじめ防止対策委員会

## 報告書

令和5年3月16日

## 第1 本報告書の概要

- 1 本報告書は、[ ] 学校いじめ防止対策委員会（以下「当委員会」という）が作成したものである。当委員会は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という）第28条第1項第1号及び第2号の規定に該当する事態が生じたとして、[ ] 学校が設置した。

当委員会の構成員は以下のとおりである。

| 委嘱区分          | 氏名     | 所属・職名                                    |
|---------------|--------|------------------------------------------|
| 弁護士           | * 森 俊輔 | 福岡県弁護士会<br>法律事務所アリスタ・弁護士                 |
| 弁護士           | 吉田 幹生  | 福岡県弁護士会<br>赤坂門法律事務所・弁護士                  |
| 医師            | 原田 剛志  | 福岡市医師会<br>パークサイドこころの発達クリニック・院長           |
| スクールソーシャルワーカー | 児島 梨恵  | 福岡県スクールソーシャルワーカー協会・会員<br>大野城市教育委員会 S S W |
| スクールカウンセラー    | 五島 彰子  | 福岡県臨床心理士会・臨床心理士                          |

\* = 委員長

- 2 本報告書では、令和3年5月中旬から6月にかけて [ ] 学校（以下「本件学校」という）において発生した加害事案について、事実関係を調査し、①法第2条第1項所定の「いじめ」に該当するか否か、②同事案が「いじめ」に該当するとしたときには法第28条第1項に定める「重大事態」に該当するか否か、③同事案が「重大事態」に該当するとしたときには同種事態の発生防止に資するために必要な提言を行うことを目的とする。

## 第2 「いじめ」の該当性

### 1 「いじめ」と認定する事実

当委員会は、事実調査の結果、少なくとも、以下の事実を法第2条第1項の「いじめ」として認定した。

- ① [ ] （当時本件学校1年生、以下「生徒A」という）が、令和3年

5月中旬から同年6月ころ、[ ]（当時本件学校1年生、以下「被害生徒」という）の氏名を付された「[ ]ファンクラブ」なるLINEグループに対して、被害生徒の写真を加工した画像を投稿したこと

- ② [ ]（当時本件学校1年生、以下「生徒B」という）が、令和3年5月中旬から同年6月ころ、同LINEグループに対して、被害生徒を揶揄する意図をもって、「キモい」「めっちゃ前髪くるくるじゃない」「やば」とのメッセージを投稿したこと

## 2 上記認定の理由

- (1) 当委員会は、被害生徒、生徒A及び生徒Bを含む関係生徒並びに教職員の聴取により、上記事実を認定した。

被害生徒は、LINEグループ内における前述の①②の各行為時点においては、各事実を認知していなかった。もっとも、その後、被害生徒は、関係生徒からの話で当該行為を知るに至り、学校生活を送る同級生が自身の知らぬところで自身を誹謗中傷する画像やメッセージのやり取りに興じていたことを知り、心身の苦痛を感じている。

上記行為は、いずれも「他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為」（法第2条第1項）である。

- (2) なお、上記行為以外にも、同一のLINEグループ内で、被害生徒に関する複数のやりとりが行われていたことがうかがえる。

しかしながら、関係生徒の供述には相違する点が多く、また、関係生徒が自身ないし第三者の行為について客観的な事実と異なる供述をしている可能性がある。くわえて、当該LINEグループが当委員会の設置時点で既に消去されており、客観的な資料を確認することができない。

したがって、当委員会が確かな事実として認定できた事実は以上のとおりである。

## 第3 「重大事態」の該当性

### 1 事実経過

- (1) LINEでのいじめの発覚

被害生徒は、令和3年6月3日、友人から自身の悪口をやり取りするLINEグループがあると知らされ、同日、母親に対して相談した。同日時点で

被害生徒は落ち込んだ様子であったが、自らスクールカウンセラーに相談しようと言言し、同月11日には本件学校のスクールカウンセラーに対して相談した。

同日、スクールカウンセラーが本件学校教員である[ ]（当時本件学校1年[ ]組担任、[ ]担当、以下「教師A」という）に対して報告した。

## (2) 関係生徒に対する事情聴取と全校集会

教師A及び[ ]（当時本件学校1年[ ]組担任、以下「教師B」という）は、同月14日、被害生徒、被害生徒の友人からの事情聴取を経た上で、生徒Aに対する事情聴取を実施した。

その後、教師A、教師B、[ ]（当時本件学校1年[ ]組担任、以下「教師C」という）、[ ]（当時本件学校[ ]、以下「教師D」という）、[ ]（当時本件学校1年[ ]組担任、[ ]担当、以下「教師E」という）らは、日を改めて関係生徒複数名に対する事情聴取を継続したもの、異なる日時において聴取を実施したため、関係生徒からは十分に客観的な事実を聴取することができなかった。

教師Aないし教師Eは、生徒A及び生徒Bを含む関係生徒から「LINEグループはすでにない」と説明されたことを鵜呑みにしてしまい、その真偽について確認することはなく、その時点で閲覧を求めれば閲覧が可能な状況であったにも拘わらず、同グループ内のメッセージのやり取りを確認・保全しなかった。

なお、教師らは、同月16日ころ、関係生徒の事情聴取について、現実には数日に及んで異なる日時において聴取を実施したにもかかわらず、同一の日時に一斉に行った旨、被害者の母親に対して誤った説明をした。

同月18日には学年集会を開催し、本件学校一学年の生徒に対し、対象者が直接見聞きしている状況でなくとも、LINEグループ内で特定人の悪口を言ったり、写真を加工した画像を投稿する等したりする行為はいじめにあたる旨、指導した。

同月21日、教師Eは、被害生徒の保護者から、本件について関係生徒の聴取結果を記録した手控えメモの写しを交付するよう求められたところ、同聴取の結果には曖昧な面が含まれていることを認識しつつ、これに応じて手控えメモの写しを漫然と交付した。

このころ、被害生徒はみずからのいじめ被害が公のものとなったことで非常に強い精神的な苦痛を感じていたものの、通学を取りやめるまでには至らなかった。

### (3) 行き過ぎた風紀指導

令和3年6月下旬から7月初旬ころ、教師Aは、被害生徒に対し、眉毛を剃っていたことを叱責し、「次の日から毎朝8時までには生えそろうまで見せに来るように」と指導した。

その後、教師A、教師B及び教師Cは、被害生徒が時間通りに職員室にいなかったことを叱責するために被害生徒のもとを訪れ、他の多くの生徒が近くにおり会話内容を把握することができる状況下で、敢えて、眉毛チェックに来なかったことを叱責した。

被害生徒は、自らの容姿に関わる校則違反について、多くの生徒の目の前で指導されたことについて強い精神的な苦痛を感じた。

### (4) 被害生徒の精神不安定と不登校

被害生徒は、その後、ときどき遅刻するものの、学校には通うことができていた。

もっとも、被害生徒は、廊下の手洗い場で手を洗っていたときに背後から「キモい」との言葉を投げかけられたように感じたり、体育帽、白いペンケース、生活日誌等の学用品が行方不明になったところ本件学校の生徒によって盗まれるないし隠されるといった被害に遭ったと感じたり、同級生が複数名で被害生徒を見ながらひそひそ話をする等の被害に遭うようになったと感じた。

令和3年11月中旬ころ、同月18日にクラスマッチを控えて他クラスの生徒が合同で活動する場面が増えてきていたところ、被害生徒は、「人の目が怖い」と頻繁に訴えるようになった。教師Aが担当する授業で忘れ物をした被害生徒は、教師Aに対して忘れ物をしたことを報告しようとした際に、強い精神的な苦痛を覚え号泣してしまった。

なお、本件LINEいじめ以降、このころに至るまで、学校側がスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによる被害生徒に対するケアの充実化を図った形跡がない。

このころ、被害生徒は、家庭においても些細なことで激しく泣くことが増えた。

被害生徒は、同月13日に心療内科を受診した。同月15日には、被害生徒の様子を心配した被害生徒の母親が「もう無理して学校に行かなくてもいいよ」と声をかけたところ、被害生徒はそれ以降、不登校となった。

## 2 評価

- (1) 被害生徒が本件LINEいじめ発生前の時点で不登校に至るような精神的苦痛を抱えていたとは認められない。

中学校に進学した直後の5月中旬から6月にかけて、自身の把握していないところで悪口を言われたり、加工写真が投稿されたりしているという現状を目の当たりにした被害生徒は、非常に大きな精神的苦痛を感じたものと推察される。

- (2) たしかに、被害生徒が不登校状態に入ったのは本件発生後5か月以上が経過した令和3年11月中旬であるところ、本件LINEいじめの影響は決して大きくなく、その他の要因によって不登校に至ったとみることもできるように思える。

しかしながら、本件LINEいじめの後にも少なくないいじめ被害に遭ったと被害生徒が申告している現状に鑑みると、被害生徒は、周囲の同級生が自分に対する誹謗中傷の念を持ち続けていると感じ、その点に対して強い精神的な不安を抱え続けていたといえることができる。

本件LINEいじめが不登校に至った唯一の決定的な要因だということとはできないものの、強い契機となっていたことは明らかである。

- (3) また、上記の事実経過に照らすと、教師Aらによる行き過ぎた風紀指導が被害生徒に与えた影響も無視することはできない。

- (4) このように、被害生徒が「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされ」た原因は、本件LINEいじめに端を発した学校内での人間関係に対する強度の不安と、本件学校の教員による不十分な事案解決及び行き過ぎた風紀指導によって生じた教員及び学校に対する極度の畏怖感情によって、被害生徒の心理的安全性が著しく害されたことによるものと認めることができる。

被害生徒は、「いじめにより…相当の期間学校を欠席することを余儀なくされ」たというべきである。

- (5) 以上のとおりであるから、本件は「重大事態」に該当すると認められる。

## 第4 再発防止のための提言（生徒・家庭向けの対策）

### 1 生徒に対する情報端末を用いたいじめについての啓発教育

情報端末を用いて他人を誹謗中傷し、または、不適切な動画や画像を回覧する行為は、何かしらの形でインターネット上に客観的な記録が残るため、一過性の加害行為で終わらず、加害性が非常に長期間（場合によっては永久に）継続することが多い。また、流通拡散の速度も、従来の噂話や口伝えとは比べ物にならないほど早い。

そのような特性に鑑みると、情報端末がいじめの道具として利用された場合の加害性は非常に強いものであって、場合によっては取り返しがつかない状況になることも想定される。

現在でも学校における情報リテラシー教育は重要課題であると思われるが、さらにより一層、加害性の強さ、被害の深刻さに着目し、何がいじめなのか、加害者の心理・シンキングエラーやいじめがあった時に傍観者、被害生徒がとるべき行動などを内容とするいじめ予防授業を行うべきである。

なお、SNSを含め、日々、新たなツールを用いたいじめが発生する可能性があることから、いじめ予防授業についても、研究し、改善や更新し続けるべきである。

### 2 保護者への協力依頼の周知

スマートフォンの持ち込みを容認している中学校は全国的に見ても多くなく、少なくとも福岡市内の公立中学校で容認している学校は存在しない。情報通信機器の管理は、保護者の責任の下で行われる。そのため、教育委員会やPTAと連携し、保護者向けにインターネット上のいじめに関する啓発を行うべきである。

また、具体的ないじめ事案が発生した場合には、生徒のスマートフォン（携帯電話）のデータ確認を行うとともに、必要に応じて削除を求める等の対応をとることがあり、保護者においてもその点について理解するよう周知することも重要である。

## 第5 再発防止のための提言（教育委員会・学校）

学校及び教育委員会の本事案への具体的対応の問題点に触れつつ、いじめ事案発生時になすべき対応を論じた上で、平常時（事案発生前）になすべき対応につい

ても提言する。

## 1 事案発生時になすべき対応

### (1) 客観的な資料や証拠の確保を速やかに行うこと

ア 本件事案に対応した教師 A らは、LINE グループに参加していた一部の生徒の聴取を行ったのみで、LINE グループそのものを確認していない。また、生徒 A の供述では、初回の事情聴取時点で既にグループが消えているとのことであったが、現実には、少なくとも教師 A らが関係生徒の聴取を行った時点では LINE グループは消去されておらず存在しており、確認が可能な状況であったことが明らかになっている。

客観的な証拠資料の確認は、事実の認定においても、その事実を前提とした生徒指導においても、必要不可欠な事柄である。したがって、客観的な証拠や資料の確保を速やかに行わなかった学校の対応は大いに問題である。

イ なお、生徒が第三者とやり取りした LINE の内容は、学校の教育活動とは切り離された個人情報であるため、教師が無断又は強制的に内容を確認することはプライバシーとの関係で難しい。

しかし、本件では、LINE グループに参加していた生徒の保護者が LINE グループの投稿内容を任意開示すると申し出ていたのであるから、投稿内容を確認することについて法律的な支障は何ら存在しなかったものと言わなければならない。

この点、文部科学省が平成 20 年 11 月に作成した「「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）」には、「誹謗・中傷等の書き込みの相談が生徒・保護者等からあった場合、その内容を確認します。」（6 頁）とされている。

ウ 以上のとおり、インターネットを利用したいじめ事案を認知したときには、速やかに生徒及び保護者に対して情報を保全するよう求めつつ、任意に開示するよう説得するべきである。

### (2) 関係生徒を聴取するに際しては情報が漏洩しないよう日時を調整すること

ア 本件事案に対応した教師 A らは、関係生徒への事情聴取を行って、そこで名前が出てきた生徒を次に呼び、さらに名前が出てきた生徒を呼び、といういわば五月雨式で事情聴取を実施した。

しかしながら、客観的な証拠資料を押さえていない段階で五月雨式に事

情を聴取すれば生徒が虚偽供述に及んでいたとしてもこれを看破することは容易ではない。

イ たしかに、事情聴取の当初から関係生徒全員が明らかになっていない場合もありえる。

もっとも、事情聴取が日をまたいでしまうと、放課後にスマートフォン等でやり取りし、口裏合わせをする時間を提供することになるところ、関係者が大人数にわたる可能性がある事案においては、午前中の早い時間から聴取を開始して放課後までに全聴取を終えるよう努めるなど、聴取の日程調整への配慮も必要である。

ウ 以上のとおり、関係者が大人数にわたるいじめ事案を認知したときには、聴取予定を事前に計画立てる等して、可能な限り同一日時において聴取を完了するよう努めるべきである。

### (3) 関係生徒を聴取するに際しては高圧的にならないよう努めること

ア 本件において教師Aらから聴取された生徒の多くから、「教師Aらから高圧的な態度で自白（被害生徒を誹謗中傷する発言をしたこと）するよう迫られており、聴取時の対応について納得できていない」という声が多く聞かれた。「高圧的な態度で怒鳴る教員への恐怖から実際は行っていない行為を認めてしまった」と主張する生徒も存在し、教員が威圧的な態度で聴取を行ったと推測される。

そのような聴取によって得た情報はその信用性が著しく乏しいところ、それを前提とした事実の認定には大きな支障となる。

イ たしかに、被害生徒との関係では、被害生徒に寄り添うためにも、行為が事実であることを前提に行動すべきである。

他方、いじめたとされる生徒（加害生徒）や関係生徒との関係では、教員は冷静かつ丁寧に聴取を行うべきである。なぜなら、加害生徒や関係生徒に対して、客観的な事実確認が不十分なまま指導をしても、当該生徒や保護者に適切な指導として受け入れられず、指導の実効性を欠くこととなるためである。

ウ 以上のとおり、重大ないじめ加害を起こした加害生徒から事情を聴く場合であったとしても、聴取者たる教員は、事実関係の調査として行われる事情聴取と、非行に対する指導とを明確に切り分け、極めて冷静に事実関係を聞き取るべきである。

また、教員は、発生した事案の全体像を漠然と把握するだけでなく、生徒同士の関係性やパワーバランス（集団力動）を把握するように努めるべきである。

#### **(4) 関係者の聴取結果について総合評価して事実を認定すること**

ア 本件においては、関係生徒複数名の聴取は実施されたものの、生徒間で供述内容に齟齬が生じている点について追加で十分な聴取が行われた形跡がない。

そもそも、生徒は、大人と比較して、理解力、表現力、判断力が不足しており、事実の聴取の際に、適切に話すことができない場合がある。また、生徒は、教員との関係が継続していることや内申点の評価対象とされていることから、教員に対し、自らの言い分を伝えることが難しい状況にある。

そのため、加害生徒や関係生徒の供述は事実認定の証拠となり得るが、証言内容が信用できるものであるか、客観的かつ詳細に検討しなければならない。

イ 本件のように、客観的な証拠資料を確保できていないような事案であれば、関係生徒からの事情聴取のみによって何かしら具体的な事実を認定しなければならない。そのような事案では、意識・無意識的の別にかかわらず自身がした行為の加害性の程度を小さめに見積もって供述することが多い。

そのような供述を照らし合わせないままに許容しては、正しい事実認定は不可能である。

ウ 以上のとおり、関係生徒の供述に齟齬が生じているときは、追加の聴取を速やかに行い、また客観的な証拠資料と整合しない点を明らかにする等、供述内容のより詳細な検討と総合的な評価を行うことが必要である。

#### **(5) 被害生徒やその保護者に対して正しい情報を提供すること**

ア 本件において教師Eは、被害生徒の保護者に対し、上記のような総合評価を欠いているために適切に事実認定されたとは思えない内容が記載された資料について、本件の聴取に関わった他の教員ら全員の了承を取らないままに提供している。

いわゆる手控えメモは、事実認定の基礎となる資料に過ぎず、もともと第三者に対する公開を予定されていない。そのため、必ずしも事実とまで認めることができない内容も記載されている場合がある。

被害生徒または被害生徒の保護者に対して正しい情報を提供することは、事案の解決に当たり重要な意味を持つ。

イ 被害生徒や被害生徒の保護者からは早急な報告を求められることが多いであろう。学校としてはそのような要請に応えることも重要である。

しかしながら、そうであるからといって不正確な情報を伝達してしまうと、事後の修正が困難となる。正確な情報の提供が迅速な提供に勝るものと捉えるべきである。

ウ 以上のとおり、被害生徒または被害生徒の保護者に対して情報を提供するときは、正確な情報となっているか否か十分に確認してから行うべきである。

#### (6) 組織的に対応すること

ア 本件では、以下のとおり、学校組織としての対応が不十分であった。

- ・教師Aらは、学年会議内で情報を共有して随時報告を行っていたものと考えられるが、校長をはじめとするそのほかの教員との間の連携や情報共有は、本件発生から相当の時間が経過した後になってしまった。

- ・被害生徒の担任である教師Bは、学校全体でいじめの情報共有や対応の検討が行われる生徒指導委員会には参加していないところ、同委員会での協議の内容や今後の方針を把握することができなかった。

- ・福岡市の教育委員会の平成19年3月作成のいじめ対応マニュアルには、いじめ発見時には担任を含め、緊急いじめ対策委員会を組織・開催することとされているものの、本件では、緊急いじめ対策委員会が開催されなかった。

- ・スクールソーシャルワーカーは、本件発生後、1年以上経過した令和4年7月1日に被害生徒の初回の家庭訪問を行っており、本件への対応中にスクールソーシャルワーカーが積極的に活用された形跡がない。

イ 以上の事実を照らすと、結局のところ、いじめ事案の認知後も1学年担当の教師のみで対応を図り、かつ、事情聴取後に開いた学年集会の開催によって本件事案についての対応に幕引きが図られ、その後の被害生徒のケアや被害生徒の保護者対応は、担任である教師Bのみに任されていたということになる。

ウ いじめが疑われる事案が現実が発生した場合には、速やかに学校全体で情報を共有し、事案の対応について学校内の教諭及び専門職、さらには学外の機関とも連携して対応することが望ましい。

## 2 平常時になすべき対応

### (1) 対応マニュアルを整備すること

ア 本件学校では「令和3年度 [ ] 学校いじめ防止基本方針」(以下「基本指針」という。)が策定されていたものの、いじめが疑われる事案が現実が発生した場合の教員や学校の具体的な行動を記載したマニュアルが策定されていなかった。

また、同基本方針においては福岡市教育委員会が平成19年3月に作成したいじめ対応マニュアルの活用を徹底するよう定められているものの、かかるマニュアルは、いじめ防止対策推進法施行前に作成されたものであって、いじめ防止対策推進法の趣旨に即したものととは必ずしもなっていない。

本件における対応が後手に回っていたことは明らかであるところ、その一因はマニュアルづくりの不備にあるものと考えられる。

イ いじめ事案はケースによって状況が異なるため、マニュアル通りの対応で全てが解決できるものではない。

もっとも、具体的な事案において行動の指針がなければ、対応が各教師の独自の判断に任されてしまうこととなり、教師の対応経験の多寡によって事案の対応精度が異なる事態になる。

ウ 以上のとおり、いじめが疑われる事案が現実が発生した場合の教員や学校の具体的な行動を記載したマニュアルの作成が必要である。

具体的には、以下のような役割分担が想定されるため、管理職が主導し、誰がどの役割を行うのか、事前に明確にしておくべきである。

- 被害者とされる生徒及びその保護者の対応
- 加害者とされる生徒及びその保護者の対応
- いじめ対策委員会の開催
- 教育委員会やスクールカウンセラー等外部組織への報告・相談
- 上記の記録の作成・保存

なお、福岡市教育委員会作成のいじめ対応マニュアルについては、いじめ等のトラブルにおける生徒指導について、福岡市教育委員会が中心

となって聴取方法や事実確認の方法を再検討のうえ、最新の実態にあったマニュアルを作成すべきである。そして、対応指導がうまくいかなかった時に、マニュアルのどの段階で問題が生じたか見直せるような形にすることが望ましい。

エ また、いじめまたはいじめの疑いのある案件が起こった場合、学校内で効率的かつ的確な情報共有ができるよう、下記のような流れで情報を共有し、迅速に対応するようシステムを構築すべきである。

- ① 問題の発生 即時に対応（第一対応）
- ② 第一対応者から当該学年主任と生徒指導部へ報告
- ③ 第一対応者と学年主任もしくは生活指導部から管理職へ報告
- ④ 生徒指導部は連携して、情報を即時共有・必要に応じて他学年にも周知させる
- ⑤ 情報共有後、いじめ対策委員会等のミーティングを開き、指導方針を決める
- ⑥ 対応後は、「誰が→いつ→問題の内容→事実の聴取→指導内容→家庭への連絡の有無」など記録に残し、管理職や生活指導部がチェックをする

## (2) いじめに関する基本的な対応についての職員研修の充実化

ア 本件において加害生徒による加害行為が大きな問題であったことは論を俟たない。

しかしながら、被害生徒が本件LINEいじめのみによって不登校に至ったと考えることは困難であり、そこには、その後の学校側の対応の不備が大きく寄与していたと考えざるを得ない。

イ いじめは子どもたちの関係性のみで捉えるのではなく、教職員も含んだ関係性を考慮するという視点が必要である。教員は、教員が見てみぬふりをしたり、事実を矮小化すること、また一人で抱え込むことによって大きな問題となることを自覚すべきである。

また、就学後のいじめ被害体験があることによって、以後、人間関係に過敏さや過剰とも取れる反応が起こることを理解し、小学校からの申し送りをもとに、支援方法を検討する姿勢が求められる。

さらに、インターネット上のいじめやSNSトラブルを含むいじめについては決して学校外の出来事ではない。プライバシー等配慮すべき事項が

増えるものの、あくまで学校という社会生活関係を基にした人権侵害行為である以上、学校側の積極的な関与と解決に向けた取り組みが必要不可欠である。

ウ 以上のような事項について、教員の研修を充実させ、いじめ対応のスキルを充実させる必要がある。

### (3) 加害生徒に対する指導姿勢についての職員研修の充実化

ア 本件では関係生徒に対する不適切な事情聴取と指導が行われたものと認められる。

学校は、司法機関でも捜査機関でもないのであるから、糾問的な姿勢は厳に慎まなければならない。

イ 教員は、いじめや不適切な行為を行なう生徒の心理背景や、シンキングエラーを見逃さないようにすべきである。そして、教員は、規範を伝えるだけでは、生徒の感情は育たないと理解すべきである。「いじめはやってはいけない」という指導だけでは子どもたちの攻撃性は一時的に抑圧されるだけである。

特に、インターネットで、自分の不快な感情を解決している子どもは、まわりの大人との関係において、不安・怒り・恐怖・寂しさ・徒労感などの不快感情の表出が安全にできていないと考えられるため、不快感情の適切な処理の方法を再学習させるチャンスと理解すべきである。いじめる行為は子どものＳＯＳサインである。

指導を意図した聴取では、聴取を受けた生徒は萎縮し、本当のことを話せなくなる。「話してもわかってくれない」といった気持ちが生じるため、「聴取」と「指導」は分けるべきである。そして、聴取の際、生徒の心理背景、置かれている環境など全体を理解するつもりで話を聞くべきである。

そして、教員は、怒りの感情が前面に出てしまう指導や叱責は「百害あって一利なし」ととらえておくべきである。

ウ 以上のような事項について、教員の研修を充実させ、生徒指導対応のスキルを充実させる必要がある。

### (4) 教員間のコミュニケーションの改善

ア 本件では、事情聴取にあたった教員間でもその後の進め方について方針の齟齬があったものの、その意見がきちんと共有されなかったものと認められる。

イ 初任教員とベテラン教員との間では、生徒との距離感・生徒理解・指導方針等について、当然違いがある。ベテラン教員は知識や経験豊富であると思われるが、生徒対応を考えるうえで、経験年数に関わらず、生徒への想いや違和感など「教師の勘どころ」を尊重し合えるようなコミュニケーションが図れていれば、もっとより良い支援や指導につながったのではないかとと思われる。

フォーマルな場（いじめ対策委員会などの会議）でも議論を充実させるためには、管理職のみならず各教員が積極的かつ自主的に意見を述べる必要があり、そのためには、いわば「風通しの良い」環境作りをすることも重要である。この点については、校長ら管理職による配慮が必要である。

教員は最も影響力のある教育環境であるため、生徒への「主体的・対話的で深い学び」を実現していくためにも、教職員間のコミュニケーションを重視すべきである。

ウ 以上の点に留意し、日常から教員間のコミュニケーションを充実化させるための個別具体的な仕組みづくりに着手する必要がある。

#### **(5) 本調査報告書を教員間で共有して意見交換すること**

ア 他の学校も含め、いじめの調査報告書を現場の教員が確認・検討しないままとなり、いじめの防止や指導に活かされていないと思われる事案が散見される。現場の教員が今後、本件と同様の事案が発生しないように取り組むべき内容を指摘する調査報告書については、広く、共有すべきである。

なお、その際には関係者のプライバシーに対する配慮を欠いてはならない。

イ 本書面は、子どもの権利に関して多くの知見を有する弁護士と、子どもの精神面について多くの知見を有する医師と、日々学生と接しているスクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーが協議して作成したものである。

教員が日々、生徒に対する生活面や学習面の指導で尽力していることについては尊敬の念を抱くところである。もっとも、外からの意見に耳を傾けることができなくなればより良い生徒指導や学校生活の実現は困難となる。

真摯な姿勢で検討することを望む。

## 第6 今後の対応について

被害生徒は、本調査報告書作成の時点でも不登校が継続している。そのため、被害生徒が安心して学校に登校し、生活を行うために、多種機関が連携し、被害生徒の支援を継続的に行うべきである。

本件で教員が聴取を行った関係生徒の中には、教員の不適切な聴取により、教員との信頼関係が破綻し、支援が必要な生徒が存在するため、担任教員及び学年主任教員を中心として学校全体で関係生徒に対する支援も行うべきである。

当委員会としても、被害生徒が安心して生活できるようになることを切に願っている。

以 上